

質問への回答書

「デジタルコンテンツ産業振興事業委託業」への質問について以下の通り回答します。

番号	質問内容	回答内容
質問1	WEBサーバーは指定のものがありますか。	指定はありません。
質問2	仕様書3(1)において、コミュニティ参加者は「企業・団体・教育機関・クリエイター」とされていますが、「趣味としてデジタルコンテンツを楽しんでいる方」は参加できないのでしょうか。	仕様書に記載のとおり、本事業は産業振興を目的とした取組であるため、原則として企業や、一定のスキルを有する個人クリエイターの方を主な対象としています。
質問3	仕様書3(1)に関して、受託企業がコミュニティに参加することは可能ですか。	特に受託者(事務局)の参加制限はありませんので、コミュニティの趣旨や構成に合致していれば、参加していただいて問題ありません。

<p>質問4</p>	<p>県による本事業終了後、コミュニティ運営を継続するために、名称・ドメイン・コンテンツ等のコミュニティ資産を民間へ移管することは可能ですか。</p>	<p>本事業で作成される名称・ドメイン・コンテンツ等（以下「コンテンツ等」）は、委託事業に付随するものとして、一般的には県との契約において発注者（県）に帰属させるものと考えています。ただし、製作される予定のコンテンツ等の目的や用途等を踏まえ、契約締結前または事業遂行中に、両者協議のうえ、個別に取扱いを決定していきたいと考えています。</p>
<p>質問5</p>	<p>「コミュニティの形成及び運営」に関して、参加企業数ではなく、参加者数の目標は設定されていますか。</p>	<p>コミュニティでの活動に伴い実施する勉強会や交流会に関しては、各回の参加者数について特段の目標は設定しておりません。</p>
<p>質問6</p>	<p>「コミュニティの形成及び運営」において、県外企業が参加することは可能ですか。</p>	<p>コミュニティが県外企業とも連携できる場となることは本事業の趣旨にも沿うものであり、参加していただいて問題ありません。</p>
<p>質問7</p>	<p>「コミュニティの形成及び運営」において、デジタルコンテンツ産業に関心のある一般県民が参加することは可能ですか。</p>	<p>質問2の回答のとおりです。</p>
<p>質問8</p>	<p>「県内デジタルコンテンツ産業に関する情報発信の場の構築」における「④WEBサイト等の効果検証」について、計測・分析結果および改善策の報告頻度はどの程度を想定していますか。</p>	<p>明確な報告頻度は定めていませんが、目安として月1回程度の報告を想定しています。</p>

質問9	審査に関して、Web会議では企画提案書を画面に表示して説明する形式ですか。また、参加人数に制限はありますか。	審査時は、オンライン会議にて企画提案書を画面共有により投影して、説明いただく形式となります。参加人数の制限はありませんが、説明者を基本とし、その他の同席者は必要最小限にとどめてください。
-----	--	---